



CoC-JPの改正個人情報 保護法対応について

クラウドプライバシーWG

山崎 万丈

本日 お話する事

- 個人情報改定の概要ご説明
- COC-JP 1.1の内容のご紹介

個人情報保護法改正

個人情報保護法
いわゆる3年ごと見直し
制度改正大綱

- 令和二年と令和三年個人情報保護法が改訂された。
- CoCJPはこれらの変更を反映していないバージョンだったので、今回はこを追補する形で執筆した。
- 個人情報保護法は平成27より3年ごとの見直しが定められた
 - 大綱より
 1. 個人の権利利益を保護
 2. 個人情報や個人に関連する情報を巡る技術 革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両立
 3. デジタル化された個人情報をグローバルに利活用されている事に対応
 4. 海外事業者によるサービスの利用や、国境を越えて個人情報を扱う ビジネスの増大
 5. 本人の予測可能な範囲内で 適正な利用

令和元年12月13日
個人情報保護委員会

令和二年改訂

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **保有個人情報の開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**

（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。

- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象とする。**
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。**

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
- （※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。**

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**

（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

→ **1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

虚偽報告等：30万円以下の罰金 → **50万円以下の罰金**

- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。**

（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → **1億円以下の罰金**

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。**
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。**

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

令和三年改訂

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
 - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
 - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

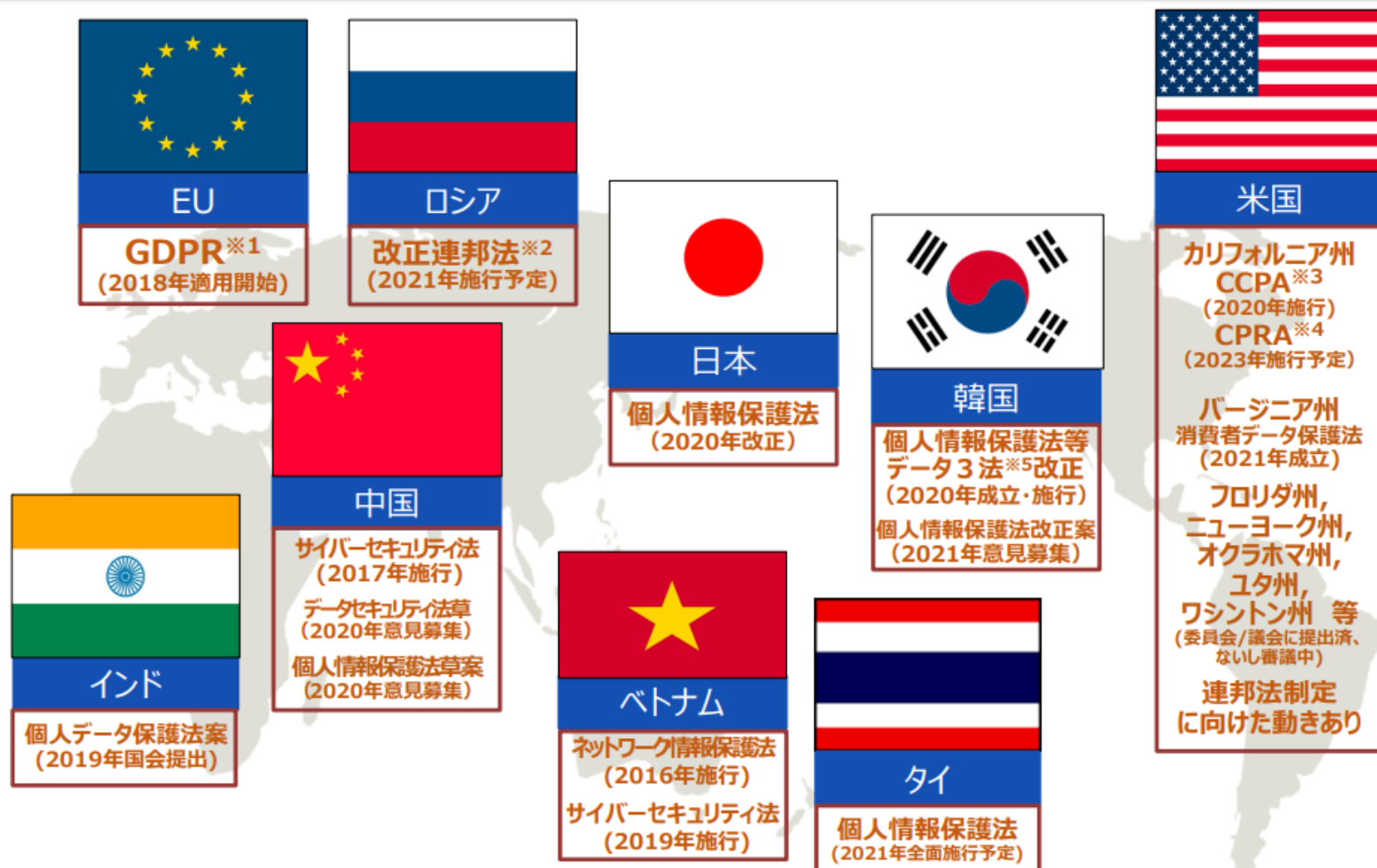
- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

条番号の変化

条文	旧法令	新法令	条文	旧法令	新法令
17条	適正な取得	利用目的の特定	32条	開示等の請求等に応じる手続	保有個人データに関する事項の公表等
18条	取得に際しての利用目的の通知等	利用目的による制限	33条	手数料	開示
19条	データ内容の正確性の確保等	不適正な利用の禁止	34条	事前の請求	訂正等
20条	安全管理措置	適正な取得	35条	個人情報取扱事業者による苦情の処理	利用停止等
21条	従業員の監督	取得に際しての利用目的の通知等	36条	匿名加工情報の作成等	理由の説明
22条	委託先の監督	データ内容の正確性の確保等	37条	匿名加工情報の提供	開示等の請求等に応じる手続
23条	第三者提供の制限	安全管理措置	38条	識別行為の禁止	手数料
24条	外国にある第三者への提供の制限	従業員の監督	39条	安全管理措置等	事前の請求
25条	第三者提供に係る記録の作成等	委託先の監督	40条		個人情報取扱事業者による苦情の処理
26条	第三者提供を受ける際の確認等	漏えい等の報告等	41条		仮名加工情報の作成等
27条	保有個人データに関する事項の公表等	第三者提供の制限	42条		仮名加工情報の第三者提供の制限等
28条	開示	外国にある第三者への提供の制限	43条		匿名加工情報の作成等
29条	訂正等	第三者提供に係る記録の作成等	44条		匿名加工情報の提供
30条	利用停止等	第三者提供を受ける際の確認等	45条		識別行為の禁止
31条	理由の説明	個人関連情報の第三者提供の制限等	46条		安全管理措置等

各国の個人情報保護関連法制

(参考) 世界の主な個人情報保護関連の立法の動き (2015年以降)



※1: GDPR: General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2: 2006年個人データに関するロシア連邦法の改正法が2020年に成立

※3: CCPA: California Consumer Privacy Act of 2018 (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

※4: CPRA: California Privacy Rights Act of 2020 (カリフォルニア州プライバシー権利法)

※5: 個人情報保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律

➤ 個人情報保護委員会資料

➤ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf

COC-JP 1.1の内容

- 第1章 個人情報の適正取得(法第17、18、20、21、30条)
- 第2章 漏えい等報告・本人通知の義務化(第26条)
- 第3章 個人情報の提供(第27条、第28条、第29条、第30条)
- 第4章 個人関連情報、および第三者提供の制限等について(法第2条第7項、法第16条第7項、法第31条)
- 第5章 個人情報に関する本人の権利と事業者の対応(第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条)
- 第6章 匿名加工情報個人情報に関する本人の権利と事業者の対応(第2条、第16条、第43条、第44条、第45条、第46条)
- 第7章 仮名加工情報(第2条、第16条、第41条、第42条)
- 第8章 域外適用の強化(第166条)
- 第9章 罰則(第19条、第173条, 第177条, 第179条, 第166条)

内容のご紹介 1章

➤ ポイント1

➤ 個人情報取扱事業者の適用事業者の括

➤ 規模にかかわらず適用

➤ ポイント2

➤ 個人情報の定義

➤ 個人識別符号の追加

個人情報の保護に関する法律施行令（第1条 一）

細胞のDNA	歩行の姿勢
顔の画像・動画	手の静脈の形状
瞳の虹彩	指紋・掌紋
声の特徴	

◆「第1条 一」に示される個人識別符号は、**身体の一部の特徴を変換したデータ**が該当します。

- 1号個人識別符号は、ICTの進展によって生体認証に利用することが考えられる情報に対応しています。



個人情報の保護に関する法律施行令（第1条 二～八）

旅券番号	マイナンバー（個人番号）
基礎年金番号	医療保険の個人番号
運転免許証番号	これらに準ずるものとして、個人情報保護委員会規則に定めるもの
住民票コード	

◆「第1条 二～八」に示される個人識別符号は、**公的機関が関わる個人ID**が該当します。

- 一般の個人・事業者は、2号個人識別符号から個人を特定することは困難ですが、個人情報に含まれることが明記されました。



第1章 個人情報の適正取得（法第17、18、20、21、30条）

社会活動を通して個人情報を入手する機会は少なくない。

不適切な方法で個人情報を入手すると、個人情報保護法違反、処罰の対象になる可能性がある。結果として社会的信用を失ったりするリスクがある。これまで対象が一定規模の事業者とされてきたが、情報利活用の推進に伴い、私たちの社会生活における個人情報の取り扱いのケースも該当する場合があるので注意が必要。

個人情報の取得時のルールについて、事例とともに解説する。

個人情報取扱事業者が個人情報の適正に取得するには次のルールを守る必要がある：

1. 取得する個人情報の利用目的を特定すること（法第17条1項2項）
2. 個人情報の取り扱いは特定した利用目的に制限される（法第18条）
3. 特定した個人情報と利用目的を公表すること（法第21条）
4. 不正な手段で入手しないこと（第20条1項）
5. 本人の同意を明らかにすること（第20条2項）
6. 取得時の確認・記録義務（第30条2項）

個人情報の取得のたびに利用目的の通知・公表することを避けるため、企業・組織の多くは「個人情報保護方針」や「プライバシーポリシー」をWebサイトで公表している。

事例 Amazon.co.jp プライバシー規約

Amazon.co.jp プライバシー規約

最終更新日: 2022/4/1

改定前のプライバシー規約はこちらをご覧ください。

Amazon.co.jpでは、個人情報を厳心の注意を払って慎重に取り扱い、利用および共有させていただきます。本プライバシー規約（以下「本規約」といいます。）は、本規約を参照するAmazonのウェブサイト、販売、製品、サービス、オンラインストア及び実店舗（以下「Amazonサービス」といいます。）を通じてAmazon（Amazon.com, Inc.を含め、Amazon.com Services LLC及びその他の関係会社をいいます。）による個人情報の取得及び取扱いに関する方針を説明するものです。Amazonサービスをご利用いただいた場合、本規約に同意していただいたものとみなされます。

目次

- 個人情報の管理
- Amazonはどのような個人情報を取得しますか？

Amazonはどのような個人情報を取得しますか？

Amazonは、商品とサービスの提供と継続的な改善のため、個人情報を取得します。取得する個人情報の種類は、次の通りです。

- Amazonに提供される情報：Amazonは、Amazonサービスに関連して提供される情報を取得し、保管します。Amazonが取得する情報の例としては、ページ下部の「Amazonサービスのご利用に伴い提供される情報」をご覧ください。Amazonに一部の情報を提供しない選択もできますが、その結果、Amazonサービスの機能の多くが利用できなくなる場合があります。第三者の個人情報をAmazonに提供される場合には、第三者から当該提供についての同意を得たうえでAmazonに提供するものとします。
- 自動的に取得する情報：Amazonは、Amazonサービスを通じて提供されるコンテンツ及びサービスの利用状況を含め、Amazonサービスの利用についての一定の情報を自動的に取得し、保管します。ウェブブラウザ又は端末からAmazonサービス及び他のウェブサイト上でAmazon.co.jpによって又はAmazon.co.jpに代わり提供されるその他のコンテンツにアクセスされると、Amazonは、多くのウェブサイトと同様に「cookie」その他の識別子を使用して、一定の情報を取得する場合があります。Amazonが取得する情報の例については、ページ下部の「自動的に取得する情報」をご覧ください。
- その他の情報：Amazonは、他から情報を受領し、アカウント情報に追加する場合があります。例えば、配送事業者から配送や住所に関する新しい情報を受領し、次回以降の配送

内容のご紹介 2章

▶改正法（令和2年）では、個人情報取扱事業者の責務として、個人データの漏えい等（滅失、毀損を含む）が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、速やかに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知をすることが義務化された。

▶これにより、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対し、速やかに適切な指導・監督を行うことができ、二次被害発生・拡大の防止につながる。また、本人が漏えい等の事態の発生を早く知ることによって、保有個人データの利用停止・消去等の請求をしやすくなる。

▶ここでは、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置、報告・本人通知が必要となる場合と要しない場合、報告・本人通知義務の主体、個人情報保護委員会への報告、本人への通知について記述する。

▶ 規則第8条、ガイドライン（通則編）3-5-3（個人情報保護委員会への報告）

▶ 規則第10条、ガイドライン（通則編）3-5-4（本人への通知）

▶ 法第33条5項、6項

▶ **第1節 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置**

▶ **第2節 報告・本人通知が必要となる場合**

▶ **第3節 報告・本人通知を要しない場合**

▶ **第4節 報告・本人通知義務の主体**

▶ **第5節 個人情報保護委員会への報告**

▶ **第6節 本人への通知**

内容のご紹介 3章

▶ 外国にある第三者への提供に関する規制

▶国内の第三者と外国にある第三者では定義が違い、また規制内容にも差異が認められる。

▶ 外国にある第三者の解釈

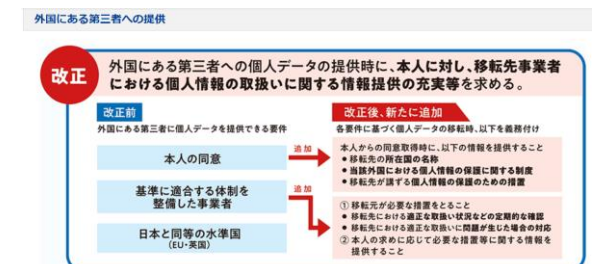
▶外国にある第三者においては、委託・事業承継等が発生した場合・共同利用等による提供であっても例外とはならず、第三者扱いのままである。このため原則本人の同意が必要となる。また、オプトアウトによる第三者提供も認められない。これは個人情報保護法28条（外国にある第三者への提供の制限）において、以下のように記述されているからである。

▶ (前略)前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

▶一方、別の例外が存在しており、この例外が該当すると外国にある第三者扱いしなくてよい、ということになる。結果として27条（第三者提供の制限）が適用され、国内の第三者にあたるかどうかを評価する。

▶すなわち、個人情報の提供をするにあたり

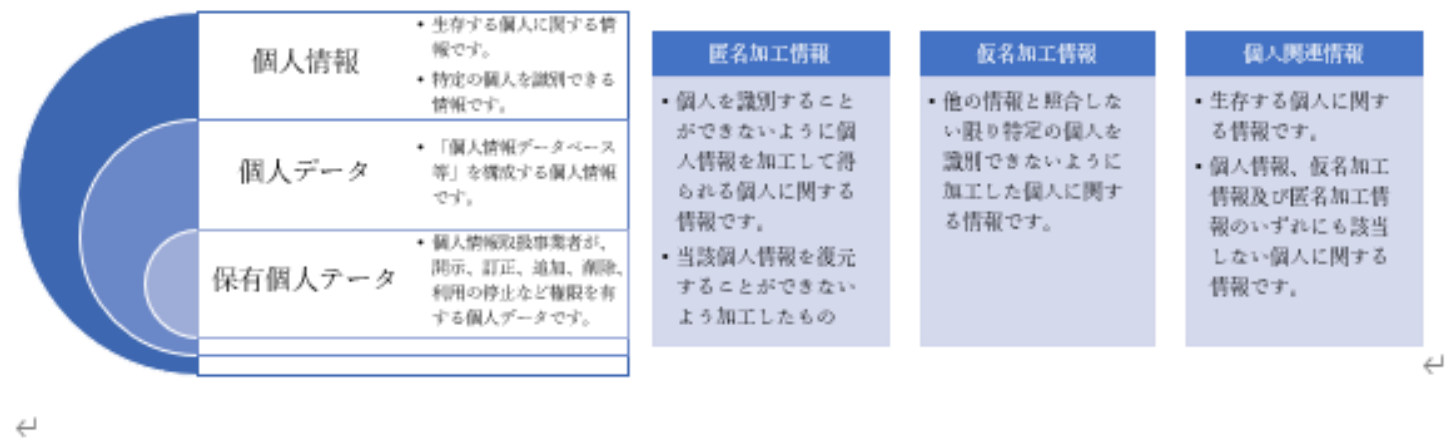
- それが外国の第三者にあたる場合には、本人の同意が必要である（海外にある委託先の場合でも、外国にある第三者への提供である旨の通知と同意が必要である）
- 外国の第三者にあたらない場合には、27条が適用される



内容のご紹介 4章

▶ 「個人関連情報」という個人に関する情報の類型が新設

図 1. 個人に関する情報の類型



▶ 個人関連情報の第三者提供

- ▶ 同意確認義務：提供元は、提供先が「個人関連情報」の提供を受けて、個人情報と突合、照会する場合、いわば「個人情報」として取得することが想定されるとき、提供先において事前に本人同意が得られていることを確認しなければなりません。
- ▶ 認記録義務：提供元は、上記による確認を行ったときは定めた事項に関する記録を作成しなければなりません。

内容のご紹介 5章

- ▶個人情報に関する本人の権利に対する法の定めを整理しておく。例外規定は省く。
- ▶個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、開示等）を行うことのできる権限を有する個人データのことを、「保有個人データ」と呼ぶ[第2条7]。個人情報取扱事業者は、保有個人データに関して、本人から開示等の請求等を受け付けた場合は、法の規定によって、遅滞なくこれに応じなければならないとされている。

項目 [該当条文]	本人からの求めまたは請求	事業者の対応
保有個人データに関する事項の公表等 [第 32 条]	全ての保有個人データの利用目的、適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの	本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。
開示 [第 33 条]	当該本人が識別される保有個人データの開示	本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない

内容のご紹介 6章

第1節 匿名加工情報に係る規程内容の概要

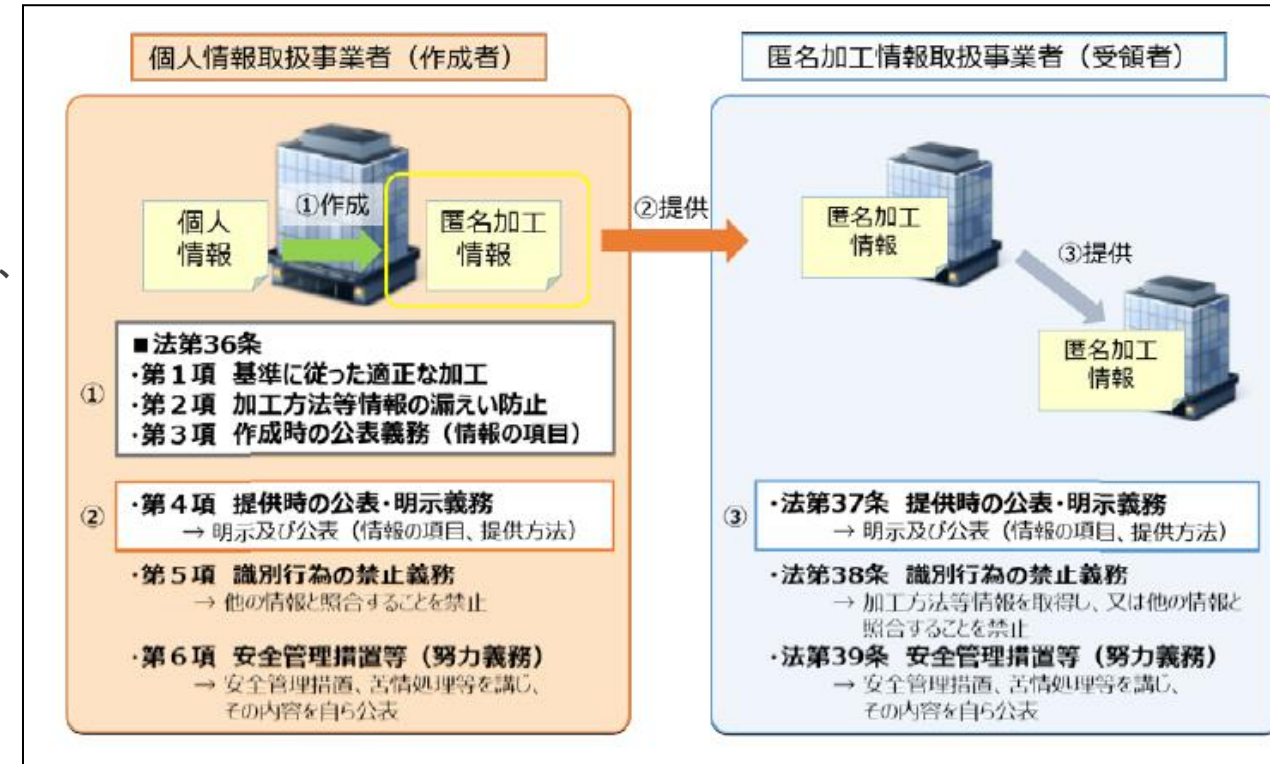
▶ 個人情報保護法では、「個人情報の有用性」と「個人の権利利益の保護」のバランスを図ることを目指しているが、ここでは「個人情報の有用性」を推進するための方策として導入された概念である「匿名加工情報」を対象として、係る法的要件とその対応方法を記載する。

▶ 「匿名加工情報」とは、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、復元できないようにしたもの」である。また、匿名加工情報は、一定のルールのもとで、第三者提供や目的外利用の同意を得ることなく利用が可能な情報である。

▶ 個人情報保護法では、匿名加工情報に関連して、以下の5項目の内容を規定している。

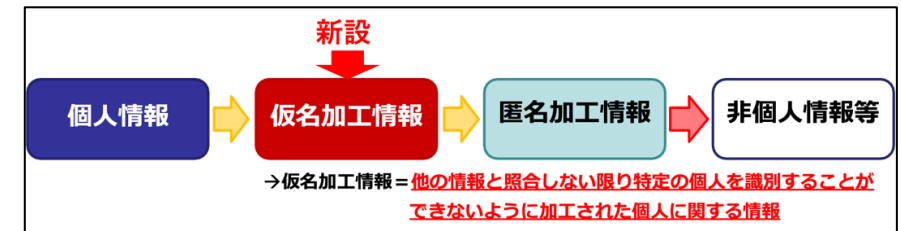
1. 匿名加工情報の作成のための適正な加工（法第43条第1項関係）
2. 匿名加工情報に係る安全管理措置（法第43条第2項、第6項、第46条関係）
3. 作成時の公表（法第43条第3項関係）
4. 匿名加工情報の第三者提供（法第43条第4項、第44条関係）
5. 識別行為の禁止（法第43条第5項、第45条関係）

▶ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（2016/11月）（2021年10月一部改正）」



内容のご紹介 7章

- 仮名加工情報に係る規定内容の概要
 - 当項では、令和2年改正個人情報保護法（2022/4/1施行）において、データの利活用を推進するために新設された「仮名加工情報」について記載する。
 - 仮名加工情報は、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工された個人に関する情報」で、以下の特徴を有する。
 - ・原則として事業者内部での利用に限定。利用目的の特定・公表により利用できる（利用目的の変更を本人の同意なく行うことが可能）
 - ・匿名加工情報に比べて、加工しやすく、また、利用用途も広がり、様々な分析に活用できる
 - ・個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）や漏えい時の報告への対応義務が緩和されている
 - 前項でも記載した通り、個人情報保護法では、「個人情報の有用性」と「個人の権利利益の保護」のバランスを図ることを目指しているが、ここでは「個人情報の有用性」を推進するための方策として、イノベーションを促進する観点から、「仮名加工情報」が創設された。
 - 個人情報保護法では、仮名加工情報に関連して、以下の8項目の内容を規定している。
- 1. 仮名加工情報の適正な加工（法第41条第1項関係）
 - 2. 削除情報等の安全管理措置（法第41条第2項関係）
 - 3. 利用目的による制限・公表（法第41条第3項・第4項関係）
 - 4. 利用する必要がなくなった場合の消去（法第41条第5項関係）
 - 5. 第三者提供の禁止等（法第41条第6項関係）
 - 6. 識別行為の禁止（法第41条第7項関係）
 - 7. 本人への連絡等の禁止（法第41条第8項関係）
 - 8. 適用除外（法第41条第9項関係）
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（2016/11月）（2021年10月一部改正）」
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_anonymous/#a2-2-2-2



（引用：JIPDECセミナー、抜け漏れ再チェック！全面施行直後、改正個人情報保護法の実務対応ポイント、2022年7月1日）

内容のご紹介 8章

▶域外適用の強化（第166条）

▶域外適用の強化により、日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者についても、国内事業者と同様に、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象となった。

▶以下の通り、ガイドラインにて「域外適用の対象となる事例」および「域外適用の対象とならない事例」を挙げている。



▶ 【域外適用の対象となる事例】

- ▶ 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売・配送に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- ▶ 外国のメールサービス提供事業者が、日本の消費者に対するメールサービスの提供に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- ▶ 外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受けた日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- ▶ 外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者に対し、当該インターネット通信販売事業者による日本の消費者に対するキャンペーン情報の配信等のサービスの提供に関連して、当該インターネット通信販売事業者が保有する日本の消費者の個人データと結び付けることが想定される個人関連情報を提供する場合
- ▶ 外国のアプリ提供事業者が、日本の消費者に対するサービスの提供に関連して、新サービスの開発のために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された仮名加工情報を取り扱う場合
- ▶ 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売又はサービスの提供に関連して、傾向分析等を行うために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された匿名加工情報を取り扱う場合



▶ 法第166条、ガイドライン（通則編）8（域外適用）

内容のご紹介 9章

- ✓ 今回の改正では、個人情報取扱事業者について、個人情報の不適正な利用の禁止が定められた（個人情報保護法16条の2）。
- ✓ 旧法では、個人情報の不適正な利用の禁止、つまり、違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法によって個人情報を利用することが、明文で禁止されていませんでした。
- ✓ そのため、旧個人情報保護法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、適切でない方法で個人情報が利用されている事例が存在しました。
- ✓ このような背景から、今回の改正では、個人情報取扱事業者が不適正な方法で個人情報を利用することが禁止されました。不適正な方法で個人情報を利用した場合、利用停止等（個人情報保護法30条）の対象になります

➤ 罰金額が法人の場合個人が50万以下の罰金に対し、1億円以下と引き上げられました

リリース時期

➤ 2022年12月～2023年1月 目処に公開予定

ありがとうございました。

➤ いつでも当WGは参加者を募集しております。